

福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」登録実施要領

1 趣旨

この要領は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）第17条第1項の規定により飲酒運転の撲滅を宣言し、同条第2項の規定に基づき知事に届け出た事業者に係る「飲酒運転撲滅宣言企業」登録について必要な事項を定める。

2 登録の目的

飲酒運転の撲滅を宣言した事業者（以下「飲酒運転撲滅宣言企業」という。）の届出を登録することにより、飲酒運転撲滅対策の具体的な取組を促進する。
登録事業者には登録証を交付し、県のホームページなどで広く紹介する。

3 届出概要

(1) 対象

県内で事業を営む個人又は法人その他の団体

(2) 内容

事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言した旨を届け出る。

なお、宣言の内容は、具体的な取組内容を示したものとする。

(3) 届出方法

登録を希望する事業者は福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」届出書（様式第1号）を知事に提出する。

4 登録の手続

(1) 知事は、届出書に記載された事業者名、所在地、電話番号、宣言（取組）内容を福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」登録簿（様式第2号）に登録する。

ただし、登録の取消等の事由に該当する場合は登録しない。

(2) 知事は、登録した事業者（以下「登録事業者」という。）に対し登録証を交付する。

5 届出内容の変更

登録事業者は、事業者名、所在地、代表者名、連絡先等の届出内容に変更が生じた場合は、知事に変更内容を連絡しなければならない。

6 情報の公開

(1) 知事は、福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」登録簿を県のホームページ及び福岡県人づくり・県民生活部生活安全課内で公開する。

(2) ホームページの掲載について、登録事業者が希望した場合には、知事は当該登録事業者に係る情報をホームページに掲載しないものとする。

7 実施報告

知事は、登録事業者に実施報告を求めることができる。

8 登録の取消等

知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録事業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 代表者又は役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (2) 県の他の事業において、(1)の理由により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置がなされた場合
- (3) 事業者としての活動実態が無い場合
- (4) 知事が適当ではないと認める場合

9 県の支援等

知事は、登録事業者の具体的な取組に関し、情報提供、指導、助言などの支援に努めるものとする。

附則：この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則：この要領は、平成24年5月25日より施行する。

附則：この要領は、平成26年5月25日より施行する。

附則：この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則：この要領は、令和3年6月30日より施行する。

附則：この要領は、令和5年3月2日より施行する。